

公募型プロポーザルの実施について

平戸市公共施設等総合管理計画改訂及び第2次アクションプラン等策定支援業務について、次のとおり公募型プロポーザルによる業務委託者の選定を行うので公告する。

令和8年4月22日

平戸市長 松尾 有嗣



1 業務概要

- (1) 業務名 平戸市公共施設等総合管理計画改訂及び第2次アクションプラン等策定支援業務
- (2) 業務内容 平戸市公共施設等総合管理計画改訂及び第2次アクションプラン等策定支援業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月26日まで
- (4) 委託料上限額 14,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

なお、契約締結までの間に、各項に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その資格を失うものとする。

- (1) 提案者は、単独企業又は共同企業体で参加するものとする。ただし、一つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始の日から契約締結の日までの期間に、平戸市建設工事指名停止措置要領（平成19年平戸市告示第104号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 公募開始の日から契約締結の日までの期間に、破産法（平成16年法律第75号）18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 国及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 平戸市暴力団排除条例（平成24年平戸市条例第22号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- (7) 令和3年度から令和7年度末までに、国又は地方公共団体において、同種又は類似業務を元請として契約を締結し、業務を完了させた実績を有する者であること。

3 参加申込書及び提案書等の提出期限

参加申込書 令和8年5月8日（金）午後5時必着
提案書等 令和8年6月5日（金）午後5時必着

4 業務委託者選定方法

平戸市公共施設等総合管理計画改訂及び第2次アクションプラン等策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領のとおり行う。

5 実施要領及び仕様書等の交付方法

実施要領、仕様書及び各種様式等は、平戸市財務部財政課にて交付するほか、平戸市ホームページにて公表するので適宜ダウンロードすること。

（平戸市ホームページアドレス <http://www.city.hirado.nagasaki.jp/>）

6 問い合わせ先

〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3
平戸市財務部財政課契約管財班
電話番号 0950-22-9110 (直通)
F A X 0950-22-5178
Eメール keiyaku@city.hirado.lg.jp